

上尾市こども計画
(第3期子ども・子育て支援事業計画)

量の見込みと確保方策進捗状況
【令和7年度】

上 尾 市

目次

1	量の見込みと確保方策	1
2	教育・保育の量の見込み及び確保方策等	2
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等	
	（1）利用者支援事業	5
	（2）地域子育て支援拠点事業	7
	（3）妊婦健康診査	8
	（4）乳児家庭全戸訪問事業	9
	（5）産後ケア事業	10
	（6）養育支援訪問事業	11
	（7）子育て短期支援事業	12
	（8）ファミリー・サポート・センター事業	13
	（9）一時預かり事業	14
	（10）延長保育事業	15
	（11）病児・病後児保育事業.....	16
	（12）放課後児童健全育成事業.....	17
	（13）子育て世帯訪問支援事業.....	18
	（14）児童育成支援拠点事業.....	19
	（15）親子関係形成支援事業.....	20
	（16）こども誰でも通園制度.....	21
	（17）実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	22
	（18）多様な事業者の参入促進・能力活用事業.....	22

1 量の見込みと確保方策

量の見込みについて

【教育・保育施設及び地域型保育事業】

市内に居住する0～5歳のこどもについて、現在の幼稚園、保育所（園）、認定こども園の利用状況に利用希望を加味し、令和7年度から令和11年度までの学校教育・保育の量の見込みを設定します。また、国の定める以下の3つの区分ごとに見込み量を設定します。

■認定区分と提供施設

認定区分	年齢	認定要件	提供施設
1号	3～5歳	幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳	保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園
3号	0～2歳	保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

【地域子ども・子育て支援事業】

地域子ども・子育て支援事業ごとに、利用実績や対象となる年齢の推計人口等をもとに、令和7年度から令和11年度までの量の見込みを設定します。

提供体制の確保の内容及びその実施時期

市は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「確保方策（事業の提供体制の確保内容及び実施時期）」を設定し、必要な提供体制を整備します。

- ①教育・保育施設
- ②地域型保育事業
- ③地域子ども・子育て支援事業

2 教育・保育の量の見込み及び確保方策等

【提供施設】

教育	・ 幼稚園 ・ 認定こども園（幼稚園機能）
保育	・ 保育所（園） ・ 認定こども園（保育所機能） ・ 地域型保育事業 （小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）

【提供対象者】

教育	・ 1号認定のこども（満3歳以上の教育のみ(保育の必要性なし)の就学前こども） ※2号認定を受けたこどもでも、幼稚園の利用を希望する場合は1号認定へ変更可
保育	・ 2号認定のこども（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前こども） ・ 3号認定のこども（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前こども） ※地域型保育給付は3号認定のみ

【事業内容】

教育	満3歳から小学校就学前までのこどもを預かり、年齢にふさわしい適切な環境の中で教育を提供します。1日4時間を標準に預かります。
保育	保護者が働いているなどの理由により、日中の保育が必要で2号、3号認定を受けたこどもを預かり、保育を行います。

【確保方策の内容】

見込み量に対して、幼稚園については、定員数が量の見込みを上回っています。保育所（園）については、認可保育所（園）の整備や認定こども園への移行を中心とし、増加が予想される0・1・2歳児のニーズに対しては、認可保育所（園）での受け入れ枠の拡大及び地域型保育事業による対応を図ります。

【提供量の見込み及び確保方策】

(単位:人)

		令和7年度					令和8年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		教育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育
①量の見込み		2,279	2,216	309	749	872	2,258	2,208	319	781	837
②確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	514	2,366	278	584	673	514	2,366	278	584	673
	特定地域型保育事業			77	214	209			80	222	217
	認可外保育施設		125	57	77	82		125	57	77	82
	確認を受けない幼稚園	4,535					4,535				
	市外施設利用	103	83	13	15	21	104	82	13	15	20
	計	5,152	2,574	425	890	985	5,153	2,573	428	898	992
②-①		2,873	358	116	141	113	2,895	365	109	117	155

		令和9年度					令和10年度				
		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		教育	保育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育
①量の見込み		2,196	2,185	312	784	858	2,177	2,166	318	792	865
②確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	514	2,366	278	584	673	514	2,366	272	584	673
	特定地域型保育事業			83	239	234			83	239	234
	認可外保育施設		125	57	77	82		125	57	77	82
	確認を受けない幼稚園	4,535					4,535				
	市外施設利用	103	85	13	15	20	103	84	13	15	24
	計	5,152	2,576	431	915	1,009	5,152	2,575	425	915	1,013
②-①		2,956	391	119	131	151	2,975	409	107	123	148

		令和11年度				
		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		教育	保育	保育	保育	保育
①量の見込み		2,149	2,159	322	798	875
②確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	514	2,366	272	569	673
	特定地域型保育事業			83	248	243
	認可外保育施設		125	57	77	82
	確認を受けない幼稚園	4,535				
	市外施設利用	102	83	13	15	20
	計	5,151	2,574	425	909	1,018
②-①		3,002	415	103	111	143

【計画と実績】

教育・保育事業の量の見込みと実績

< 計画 >

(単位:人)

		《参考》令和6年度				令和7年度				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育
①量の見込み		3,200	2,190	321	1,455	2,279	2,216	309	749	872
②確保 方策	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	830	2,170	289	1,083	514	2,366	278	584	673
	特定地域型保育事業			80	338			77	214	209
	認可外保育施設		19	7	20		125	57	77	82
	確認を受けない幼稚園	3,693				4,535				
	市外施設利用	12	28	3	14	103	83	13	15	21
	計	4,535	2,217	379	1,455	5,152	2,574	425	890	985
②-①		1,335	27	58	0	2,873	358	116	141	113

< 実績 >

(単位:人)

		《参考》令和6年度※				令和7年度				
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
		教育	保育	保育	保育	教育	保育	保育	保育	保育
①利用実績		2,624	2,289	304	1,687	2,414	2,284	293	818	892
②確保 実績	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	347	2,220	251	1,255	514	2,431	278	606	688
	特定地域型保育事業			45	396			77	212	215
	認可外保育施設		24	1	3		125	57	77	82
	確認を受けない幼稚園	2,219				4,535				
	市外施設利用	58	45	7	33	111	45	4	8	9
	計	2,624	2,289	304	1,687	5,160	2,601	416	903	994

※令和6年度の確保実績は利用実績の内訳を記載。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を行います。

【確保方策の内容】

子育て支援センター、こども家庭保健課、保育課において、多様化する子育て支援サービスの情報提供及び必要に応じた相談・助言が適切に行えるようにします。

【量の見込みと確保方策】

(基本型・地域子育て相談機関・特定型・こども家庭センター型)

(単位：か所)

			《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	基本型	①量の見込み	3	11	11	11	11	11
		②確保方策	3	既存1か所を含め計画期間内に、整備に向けて検討				
		③実施実績	1	1				
	地域子育て 相談機関	①量の見込み		11	11	11	11	11
		②確保方策		計画期間内に、整備に向けて検討				
		③実施実績		0				
	特定型	①量の見込み	1	1	1	1	1	1
		②確保方策	1	1				
		③実施実績	1	1				
	こども家庭 センター型	①量の見込み	2	1	1	1	1	1
		②確保方策	2	1				
		③実施実績	2	1				

（妊婦等包括相談支援事業型）

（単位：回）

				《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市 全 体	妊婦等 包括相談 支援事業型	①量の見込み	妊娠届出数		1,427	1,410	1,393	1,376	1,360
			1組当たり 面談回数		3	3	3	3	3
			面談実施 合計回数		4,281	4,230	4,179	4,128	4,080
		②確保方策	こども家庭 センター		4,281	4,230	4,179	4,128	4,080
			上記以外		0	0	0	0	0
		③実施実績	こども家庭 センター		4,149				
			上記以外		0				

【方向性及び課題】

（基本型）

子育て支援センターにおいて、子育て全般に関する相談に対応しました。また、必要に応じて育児不安や悩みを抱える家庭に保育士が訪問し、相談支援を行いました。基本型については、国の制度上、地域子育て相談機関と併せて検討することが望ましいため、計画期間内の整備に向けて、引き続き検討してまいります。

（地域子育て相談機関）

地域の身近な相談機関として、こども家庭保健課と連携したきめ細やかな相談体制の構築を図るため、令和8年度からの実施に向けて準備を進めてまいります。

（特定型）

窓口や電話で保育を希望する保護者のご相談に乗り、情報提供を行いました。今後も子育て支援に関する情報を集め、相談者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供していきます。

（こども家庭センター型）

母子保健と児童福祉が連携・協働し、妊産婦、乳幼児の健康保持だけでなく、虐待予防や、経済的・環境的に不安定な家庭への早期介入といった、包括的な子育て支援に努めました。今後も多様なニーズに対応できるよう一体的な体制整備を行っていきます。

（妊婦等包括相談支援事業型）

母子健康手帳交付時から母子保健コーディネーターがすべての妊婦に対し面接を行い、また、妊娠34週を目途に電話連絡を行い妊娠の経過、出産準備、産後の支援等について確認を行いました。産後は助産師、保健師による産婦・新生児訪問を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施しました。引き続き、妊娠・出産、子育て期における切れ目のない伴走型相談支援を行っていきます。

（２）地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児とその保護者を対象に、親子の居場所確保や子育ての支援を行うため、交流の場の提供、子育てに関する相談や援助、情報提供、講習等を行います。

【確保方策の内容】

ニーズの増加に対しては現状の施設（おおむね中学校区に１か所で全１４か所）で対応が可能であり、地域の子育て支援の拠点として相談・支援を行えるよう体制強化を図ります。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人回/年）

		《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	28,212※	37,001	38,148	39,331	40,550	41,807
	②確保方策	13か所	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
	③利用実績	38,019	38,376				
	④実施実績	14か所	14か所				

※令和6年度までの計画値は１月当たりの延べ人数となっているため、12を乗じて年度値に換算して表記。

【方向性及び課題】

令和7年度は、量の見込みを上回る利用実績となり、相談件数は4,276件（面接4,160件、電話116件）で、令和6年度の3,855件を上回りました。利用ニーズは引き続き高い状況にあることから、市内14か所での実施を維持するとともに、親子が気軽に交流・相談ができる身近な場所として、さらなる周知に努め、利用促進を図る必要があります。

（３）妊婦健康診査

【事業内容】

妊娠中の母体や胎児の健康管理のため、妊婦健康診査を医療機関・助産院に委託し実施します。その費用の一部を助成するため、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査助成券を交付します。

【確保方策の内容】

委託産科医療機関・助産院と連携し、定期的・適正な妊婦健康診査に努めます。里帰り出産等で委託医療機関以外を受診した場合も償還払い申請にて助成を行います。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

		《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	1,474	1,427	1,410	1,393	1,376	1,360
	②確保方策	市内外の産科医療機関、助産院にて実施					
	③実施実績	1,336	1,360				

【方向性及び課題】

市が委託している市内外の産科医療機関（埼玉県内のほとんどの医療機関）、助産院と連携し、適正な受診に努めます。契約医療機関以外で受けた方については、妊婦健康診査費用の一部を助成します。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭をこんにちは赤ちゃん訪問員が訪問し、こどもの発育、健康状態等の確認をしながら、子育ての相談に応じます。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。

【確保方策の内容】

妊娠届出時や妊娠中の面接にて事業の周知を行い訪問実施率の向上を図るとともに、こんにちは赤ちゃん訪問員（保健師・助産師）による家庭訪問を実施し、支援が必要な家庭を早期に支援につなげられるよう努めます。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

		《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	1,317	1,444	1,427	1,410	1,393	1,376
	②確保方策	こんにちは赤ちゃん訪問員による家庭訪問を実施					
	③実施実績	1,384	1,322				

【方向性及び課題】

引き続き、対象家庭に対し高い面会率を維持できるよう、事業の周知を図ります。子育て支援サービスの情報提供や育児に関する母親の相談に応じ、早期に支援が必要な家庭を把握し支援につなげ、子育ての孤立防止に努めていきます。

（５）産後ケア事業

【事業内容】

出産後 1 年以内の母親と子を対象に、産科医療機関や助産院又は対象者の居宅において、母親の身体的な休息や心理的支援、授乳指導・育児相談を行い、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。産後ケア事業の実施方法には、宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ（訪問）型の３種類があります。

【確保方策の内容】

委託産科医療機関や助産院等との情報連携を図り、支援が必要な人を把握し、適切なケアにつなげていきます。また、希望者が利用できるよう委託先の確保に努めていきます。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日/年）

		《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み		520	588	679	769	851
	②確保方策		520	588	679	769	851
	③利用実績		895				

【方向性及び課題】

現状としましては、産後に家族から十分な支援を得られず、母親自身の休養を目的とした利用が最も多く、次いで、授乳や育児に関すること等の相談を目的とした利用が多い状況です。利用実績は、見込みを上回り増加が続いている状況です。希望者が利用できるよう委託先の確保に努めてまいります。

（６）養育支援訪問事業

【事業内容】

産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や虐待の恐れのある家庭等、養育支援が特に必要な家庭に保健師等が訪問し、家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

【確保方策の内容】

保健師等による訪問を実施するとともに、関係機関との連携を強化し、支援内容の充実を図ります。量の見込みについては、妊娠期からの支援を充実し、支援が必要となる子育て家庭を見逃さない体制を推進します。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

		《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	13	12	12	12	12	12
	②確保方策	保健師等による訪問を実施					
	③実施実績	8	19				

【方向性及び課題】

出産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供、不適切な養育状態にある家庭等への相談・支援を行いました。

家事・養育に係る援助については、『子育て世帯訪問支援事業』に移行して実施しておりますが、引き続き、対象家庭からの相談や関係部署及び関係機関からの情報提供等による養育状況の把握に努め、家庭の状況に応じて適切な支援を提供できるよう努めてまいります。

（７）子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者が疾病・疲労など身体上・精神上・仕事や冠婚葬祭などの理由によりこどもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育を行います。

【確保方策の内容】

市内及び近隣市町の施設と協力し、利用しやすい体制の確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日/年）

			《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	ショート ステイ	①量の見込み	19	25	25	25	25	25
		②確保方策	19	25	25	25	25	25
		③利用実績	50	48				
	トワイ ライト	①量の見込み		8	8	8	8	8
		②確保方策		8	8	8	8	8
		③利用実績		5				

【方向性及び課題】

ショートステイ（宿泊を伴う預かり）は、保護者の出産や育児疲れ、ひとり親家庭の一時的な夜間就労等の理由で利用があり、実績は昨年度とほぼ横ばいでした。また、トワイライトステイ（夜間の預かり、土日の日中預かり）は、ひとり親家庭の一時的な休日就労等の理由で利用があり、実績は昨年度と同じでした。

引き続き、問い合わせや相談があった際には、養育状況等の聞き取りを丁寧に行い、ニーズに応じた支援に努めてまいります。

（８）ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】

こどもの預かりや送迎等、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、事務局が調整を行うことで地域の子育て援助活動をサポートします。通常の預かりに加え、緊急サポートセンター事業として急な依頼や病児・病後児の預かりにも対応します。

【確保方策の内容】

見込まれるニーズに安定して対応できる提供体制を整備するため、事業について周知を図り、援助を行う会員の確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日/年）

			《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	① 量の見込み	就学児童	1,160	1,534	1,555	1,576	1,597	1,618
		就学前児童	807	853	921	994	1,073	1,158
		病児緊急対応		198	210	223	237	251
		計	1,967	2,585	2,686	2,793	2,907	3,027
	②確保方策		1,967	2,585	2,686	2,793	2,907	3,027
	③ 利用実績	就学児童	1,378	1,417				
		就学前児童	839	910				
		病児緊急対応		71				
		計	2,217	2,398				

【方向性及び課題】

令和7年度の利用実績は、量の見込みを下回りましたが、就学児童・就学前児童ともに前年度実績より増加となりました。病児緊急対応事業の利用が想定よりも少ないため、事業の周知及び提供会員の確保を図っていきます。

（９）一時預かり事業

【事業内容】

家庭で一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を対象に、主として昼間において、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等で一時的な預かりを行います。

【確保方策の内容】

ニーズの見込みに対しては既存施設で対応するとともに、実情に応じて既存施設での定員拡大や新たな施設での実施に取り組みます。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人日/年）

			《参考》※ 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	幼稚園型	①量の見込み	3,446	32,065	33,746	35,516	37,378	39,338
		②確保方策	3,446	49,936	49,936	49,936	49,936	49,936
		③確保実績	3,463	47,620				
		④利用実績	3,463	30,040				
	幼稚園型 以外	①量の見込み	9,583	7,593	7,683	7,774	7,866	7,960
		②確保方策	9,583	13,960	13,960	13,960	13,960	13,960
		③確保実績	5,646	15,491				
		④利用実績	5,646	4,961				

※1 令和6年度は延べ利用枠数ではなく利用件数ベースで算出。また幼稚園型は富士見幼稚園のみ。

【方向性及び課題】

家庭での保育が一時的に困難なケースや多様な働き方が増えており、需要はあると考えます。今後の動向把握が難しいですが、既存施設での定員拡大や新たな施設での実施に引き続き取り組みます。

（１０）延長保育事業

【事業内容】

保育所（園）を利用している児童とその保護者を対象に、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所（園）での保育時間を延長して児童の預かりを行います。

【確保方策の内容】

保護者の延長保育のニーズに対応するとともに、新設の保育所（園）等における延長保育の実施の推進に努めます。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

		《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	2,402	1,970	1,970	1,967	1,968	1,974
	②確保方策	2,402	1,970	1,970	1,967	1,968	1,974
	③利用実績	2,271	2,235				

【方向性及び課題】

多様な働き方が増えてきているため、引き続き保護者ニーズに対応できるよう努めるとともに、今後新しく開所予定の園についても延長保育の実施を行っていきます。

（１１）病児・病後児保育事業

【事業内容】

こどもが病気又は病気回復期のため、集団保育等が困難な時期に一時的に預かり、病院や保育所等に付設された保育室において看護師・保育士等が、保護者にかわり看護・保育を行います。

【確保方策の内容】

こどもの病気等の急変等による緊急対応に備えるため、市内４か所の保育室において実施します。市内の施設のバランスに配慮し、新たな施設の整備についても検討します。また、病児・病後児保育の利用のしかたについて、保護者への周知を図ります。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

		《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み	1,210	1,170	1,177	1,184	1,191	1,198
	②確保方策	1,210	1,170	1,177	1,184	1,191	1,198
	③利用実績	957	942				

【方向性及び課題】

こどもの病気等の急変等による緊急対応に備えるため、設備維持は必要と考えます。今後も施設数を維持できるよう施設と協力し、事業を実施していきます。

(12) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

共働き世帯等、日中保護者が家にいない世帯の小学生を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、こどもの健全育成を図ります。

【確保方策の内容】

令和6年4月1日現在、市内 41 か所（48 クラス）において実施し、入所要件を満たしていれば入所を希望する全児童を受け入れており、入所予測児童数に対する保育スペースの確保が必要です。学童保育所ニーズは年々増加しているため、学校区ごとに把握し、足りていない小学校区には必要な施設整備を進めます。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

			《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の 見込み	1年生	657	660	689	705	727	744
		2年生	612	603	628	643	663	679
		3年生	521	488	508	520	537	549
		4年生	312	341	356	364	375	384
		5年生	170	202	210	215	222	227
		6年生	87	108	113	115	119	122
		計	2,359	2,402	2,504	2,562	2,643	2,705
	②確保方策		2,387	2,586	2,746	2,826	2,866	2,906
	③確保実績		2,586	2,626				
	④利用実績		2,690	2,786				

【方向性及び課題】

各学校区の利用状況等を把握して引き続き整備を進めます。また、施設整備だけではなく、民間事業者の誘致を図ること等により、必要な保育スペースを確保します。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が
いる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・
子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未
然に防ぎます。

【確保方策の内容】

支援が必要な家庭に訪問支援員による訪問を実施するとともに、関係機関との連携を強化
し、支援内容の充実を図ります。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人日/年)

		《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み		397	393	390	388	387
	②確保方策		397	393	390	388	387
	③利用実績		275				

【方向性及び課題】

家事や子育て等に対して、不安や負担を持つ子育て家庭等に訪問支援員が訪問し、サポー
トプランに基づいて、家事や子育て等の支援を行っています。家事・子育て支援をとおして、
支援対象の家庭が自立して生活できるように、家庭の状況に応じた支援に努めてまいります。

(14) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

【確保方策の内容】

量の見込みに対応したサービスの提供を図ることができるよう、事業の実施について検討します。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

		《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み		16	16	15	15	15
	②確保方策		計画期間内に、拠点の整備に向けて検討				
	③実施実績		0				

【方向性及び課題】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等を対象として居場所を提供し、食事の提供や入浴支援、学習支援等、生活面に関する包括的な支援を提供する事業であることから、その実施方法については、慎重に検討する必要があると考えています。まずは、国の通知や先進事例などの情報収集に努め、検討してまいります。

（15）親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

【確保方策の内容】

量の見込みに対応したサービスの提供を図ることができるよう、事業の実施について検討します。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

		《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	①量の見込み		17	17	16	16	16
	②確保方策		17	17	16	16	16
	③利用実績		15				

【方向性及び課題】

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施しました。また、保護者同士が相互に悩みや不安を共有し、子育てに関する情報交換等を行いました。4日間で1クールのため、通しやすい会場や実施時間等について検討してまいります。

(16) こども誰でも通園制度

【事業内容】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

【確保方策の内容】

令和8年度の制度化に向け、公立保育所の一時預かり室や空き部屋等を活用し、提供体制の確保を図ります。

(代用計画)

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努める。
- 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人/日)

			《参考》 令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全体	0歳児	①量の見込み		0	35	36	36	36
		②確保方策		0	35	36	36	36
		③確保実績		0				
		④利用実績		0				
	1歳児	①量の見込み		0	45	44	45	46
		②確保方策		0	45	45	45	46
		③確保実績		0				
		④利用実績		0				
市全体	2歳児	①量の見込み		0	42	43	43	43
		②確保方策		0	42	43	43	43
		③確保実績		0				
		④利用実績		0				

【方向性及び課題】

当市では令和8年度より事業を開始します。新規事業であるため需要の見込みの設定が困難ですが、制度開始後の利用実績を踏まえながら適正な需要を見込み、適切な供給量を確保していきます。

(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【提供対象者】

教育・保育事業利用者のうち、一定の所得条件を満たす世帯

【事業内容】

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や給食費又は行事への参加に要する費用について、一部又は全額を助成します。

【方向性及び課題】

引き続き保護者が支払うべき費用の助成を継続して実施していきます。

(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【提供対象者】

教育・保育事業を提供する事業所、幼児教育・保育の無償化の給付の対象とならない施設のうち、一定の要件を満たす施設を利用する満3歳以上の幼児のいる世帯

【事業内容】

民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用といった観点から効果が高いと考えられる事業を実施します。

また、無償化の対象外で一定の要件を満たす施設に幼児を通園させており、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者に対し、経済的負担軽減を図るため、利用料の一部を補助します。

【方向性及び課題】

引き続き保護者ニーズに対応できるよう継続して事業を実施していきます。